

## 第7章

## 事業推進計画

本「事業推進計画」においては、「かわさき保育プラン」の計画期間である平成 23 年度から平成 27 年度のうち、平成 26 年度における取組を示しながら、その施策目標と事業量を設定し、本市の保育施策を推進するものとします。

また、認可保育所待機児童の解消に向け、平成 27 年度からの本格実施を目指す「子ども・子育て支援新制度」の施行を待たずに、地方自治体に対しできる限りの支援策を講じるとされた「待機児童解消加速化プラン」や「保育緊急確保事業」に基づく取組など、所要の財源も検討しながら取組を進めてまいります。

なお、平成 27 年度以降の取組については、今後策定予定である「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」の中で、地域における子ども・子育てに関するサービスの需要量を勘案しながら、その目標を設定するものとします。

### 基本方向1 “かわさき”の子育て支援の充実

#### 施策1 保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切

##### 1 認可保育所の整備等

保育需要への適切な対応に向け、認可保育所の整備にあたっては、これまで平成 23 年度から平成 25 年度の3年間で4,000人を超える定員枠の拡大をするとともに、利用申請の多い1歳児の定員枠の拡大を図ってきました。

また、多様な保育ニーズへの対応に向け、長時間延長保育、3歳児以上児への主食提供の実施園を拡充するなど、子育て支援の充実に努めてきました。

平成 26 年度においても、保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応を図るため、従来の「認可保育所の整備」に加えて、新たに「認可外保育施設から認可保育所への移行」や「幼稚園の認定こども園への移行支援」を推進し、認可保育所等の更なる定員枠の拡大を図っていきます。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度の取組	
認可保育所の定員枠の拡大	●認可保育所の整備	22か所 1,540人分<加速化プラン適用>
	●認可外保育施設から認可保育所への移行	400人分 (12か所) <加速化プラン適用>
幼稚園の認定こども園への移行	●幼稚園の保育環境の整備<加速化プラン適用>	30人増
1歳児の定員枠の拡大	●定員枠の拡大	342人増
長時間延長保育	●新設園等での実施拡大	37か所 (H27.4当初 210か所)
3歳以上児への主食提供の実施	●新設園等での実施拡大	37か所 (H27.4当初 250か所)
幼稚園の長時間預かり保育の推進	●8か所	345人分<保育緊急確保事業>

## 計画期間における取組

### 1 認可保育所の整備等

#### (1) 認可保育所等の定員枠の拡大

就学前児童数の増加やさらなる保育需要に適切に対応するため、1歳児からの保育所利用申請に対応する民間事業者活用型を中心に、市有地貸与型や鉄道事業者活用型等の多様な手法による整備で1,540人分、認可外保育施設から認可保育所への移行により400人分、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により30人分の認可保育所等の定員枠の拡大を図ります。

#### (2) 1歳児の定員枠の拡大

育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請数の増加に対応するため、「民間事業者活用型（1歳児定員からの）保育所整備事業」により1歳児の定員枠の拡大に向けた取組を進めます。

また、0歳児の子どもの保護者の育児休業明けの円滑な保育所の利用等、低年齢児への保育ニーズに対応するため、認可外保育事業や幼稚園の預かり保育などの関連事業と連携を図りながら、平成27年度からの施行予定の子ども・子育て支援新制度における取組の検討を進めます。

#### (3) 多様な保育ニーズへの対応

仕事と育児の両立支援に向けて、保護者の就労形態の多様化などに対応するため、20時までの長時間延長保育、3歳以上児への主食提供、幼稚園の長時間預かり保育の推進など多様な保育サービスの充実を図ります。

〔整備計画〕

(市有地貸与型、民有地活用法、県有地活用法、鉄道事業者活用法、民間事業者自主整備型)

実施計画							
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次		
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度	平成28年度
境町地内 保育所整備(川崎区) ※1	新築	(90)	長時間延長保育	民設民営	施設整備 (県有地活用法 整備)	施設整備 (県有地活 用法整備)	運営開始
塚越2丁目地内 保育所整備(幸区) ※2	新築	(90)	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人 の募集・選定 既存建物解体	施設整備 (県有地活用法 整備)	運営開始
小学館アカデミーか しまだ保育園整備 (幸区) ※3	新築	(90)	長時間延長保育	(株)小学館集 英社プロダク ション	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
小杉町3丁目地内 保育所整備(中原区)	新築	120	長時間延長保育	(福)川崎市社 会福祉事業団	施設整備 (市有地貸与型 整備)	運営開始	
中丸子地内 (民有地活用法) 保育所整備(中原区)	新築	90	長時間延長保育	民設民営	施設整備 (民有地活用法 整備)	運営開始	
中丸子地内 (民間事業者自主整 備) 保育所整備(中原区) ※4	新築	70	長時間延長保育	民設民営	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
新丸子東3丁目地内 保育所整備(中原区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
梶が谷駅周辺 保育所整備(高津区)	新築	60	長時間延長保育	民設民営	施設整備 (鉄道事業者活 用法整備)	運営開始	
二子1丁目地内 保育所整備(高津区)	新築	30	長時間延長保育	民設民営	施設整備(民間 事業者自主整 備)	運営開始	
<b>定員増 計</b>				<b>430</b>			

※1 境町地内保育所は、特別養護老人ホームとの合築により工期が2年度にわたるため、平成28年4月開設の予定です。(表の「定員増 計」には加えていません。)

※2 塚越2丁目地内保育所は、平成26年度に既存建物の解体工事、平成27年度に施設整備を行うため、平成28年4月開設の予定です。(表の「定員増 計」には加えていません。)

※3 現在、仮設園舎で運営中の小学館アカデミーかしまだ保育園が移転するもので、平成27年4月開設の予定です。(表の「定員増 計」には加えていません。)

※4 中丸子地内(民間事業者自主整備)保育所は、平成26年8月開設の予定です。

(民有地借上型)

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
鈴木町地内 保育所整備（川崎区）	新築	90	長時間延長保育	民設民営	施設整備	運営開始
有馬6丁目地内 保育所整備（宮前区）	新築	90	長時間延長保育	民設民営	施設整備	運営開始
<b>定員増 計</b>		<b>180</b>				

(民間事業者活用型)

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
民間事業者活用型の保育所整備 （60人定員×13か所）		780	長時間延長保育	民設民営	設置・運営法人の募集・選定 施設整備	運営開始
小田栄2丁目地内 保育所整備（川崎区）		60	長時間延長保育	(株)ベネッセ スタイルケア	施設整備	運営開始
<b>定員増 計</b>		<b>840</b>				

(公立保育所の民営化)

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
(日吉保育園民営化) 南加瀬2丁目地内 保育所整備（幸区）	新築	10増 60⇒ 70	長時間延長保育 一時保育	(福)都筑福祉会	施設整備(市有地貸与 型整備)	運営開始
(宮内保育園民営化) 宮内4丁目地内 保育所整備（中原区）	新築	10増 60⇒ 70	長時間延長保育 一時保育	(福)あざみ会	施設整備(市有地貸与 型整備)	運営開始
(諏訪保育園民営化) 諏訪3丁目地内 保育所整備（高津区）	新築	30増 60⇒ 90	長時間延長保育 一時保育	(福)尚栄福祉会	施設整備(市有地貸与 型整備・敷地の一部に 国有地を活用)	運営開始
<b>定員増 計</b>		<b>50</b>				

**(民間保育所の定員増)**

実施計画						
事業名	整備区分	事業内容		運営主体	事業年次	
		定員	特別保育事業		平成26年度	平成27年度
川崎愛泉保育園改築 (川崎区) ※1	改築	10増 60⇒ 70	長時間延長保育	(福)神奈川県 社会福祉事業団	施設整備(市有地貸与 型整備) 運営開始	
星の子愛児園増築 (多摩区)	増築	30増 150⇒ 180	長時間延長保育	(福)厚生館福祉会	施設整備(市有地貸与 型整備)	運営開始
<b>定員増 計</b>				<b>40</b>		

※1 川崎愛泉保育園は、新園舎での運営開始(定員増)は平成26年9月の予定です。

<b>平成26年度整備 計</b>	<b>1,540人増</b>	<b>22か所増</b>
-------------------	----------------	--------------

## 2 認可外保育事業の充実と再構築

本市の認可外保育事業は、それぞれの運営主体が特色を活かして運営をしており、さらなる保育需要や保育ニーズへの多様化に向けては、援護対象児童の拡大を図るなど事業の充実を進めてきました。

また、低年齢（0歳から2歳）児を中心とした保育ニーズへの適切な対応や子育て家庭の多様化する保育ニーズへの柔軟に対応するため、利用者等のニーズや、これまで検討が進められている国の新たな制度等を踏まえながら、平成24年度に策定された「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、今後も取組を進めます。

### 《施策の目標》

区分	平成26年度を取組
認可外保育事業の充実と再構築	<p>&lt;加速化プラン、保育緊急確保事業適用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●川崎認定保育園への運営費の助成 助成対象児童数の拡大 2,500人 ⇒ 3,400人 (900人増)</li> <li>●川崎認定保育園保育料補助金の拡充 月額5,000円 ⇒ 年齢、所得に応じて、月額5,000円、10,000円、20,000円</li> <li>●おなかま保育室の運営（一部施設は小規模保育へ移行する予定） 13施設 定員 313人</li> <li>●川崎市認定保育園への運営費の助成（平成26年度にて制度終了予定） 助成対象児童数 7施設 280人</li> <li>●家庭保育福祉員への運営費の助成 受入児童枠の増 （居宅型）福祉員数 25人(2人増) 受入児童枠 104人(14人増) （共同型）施設数 5施設(1施設増) 福祉員数 11人(2人増) 受入児童枠 33人(06人増)</li> <li>●認可外保育施設に対する支援の充実 指導體制の強化、川崎認定保育園の指導監督基準の見直し等</li> <li>●認可外保育施設の認可化及び小規模保育への移行支援 川崎認定保育園及びおなかま保育室のうち、認可保育所や小規模保育への制度移行を希望する施設について、運営費等を補助し、その移行を実現できるよう支援します。</li> </ul>

## 2 認可外保育事業の充実と再構築

### (1) 川崎認定保育園における助成対象児童の拡大

認可外保育施設は、それぞれの運営主体が特色を活かして運営を行っており、その利用は保護者の選択に基づくものとなります。

本市の認可外保育事業は、“保育に欠ける児童”を助成対象児童としており、認可保育所に申請し、入所不承諾となった児童への対応も図っています。

さらなる保育需要や保育ニーズの多様化にも適切に対応するため、本市の「川崎認定保育園」における助成対象児童を、平成25年度の2,500人(66園)から3,400人(107園)へ900人分の拡大を図ります。

また、認可保育所に比べ保育料が高額な傾向にある認可外保育施設に通う保護者の負担を軽減するため、「川崎認定保育園」に通う保育に欠ける保護者に対し、月額5,000円の補助を平成25年度から開始しています。

平成26年度は、更なる負担軽減を図るため、待機児童の多い0~2歳児については、世帯の前年度所得税額の合計が413,000円未満の世帯は月額20,000円、413,000円以上の世帯は月額10,000円の補助とします。

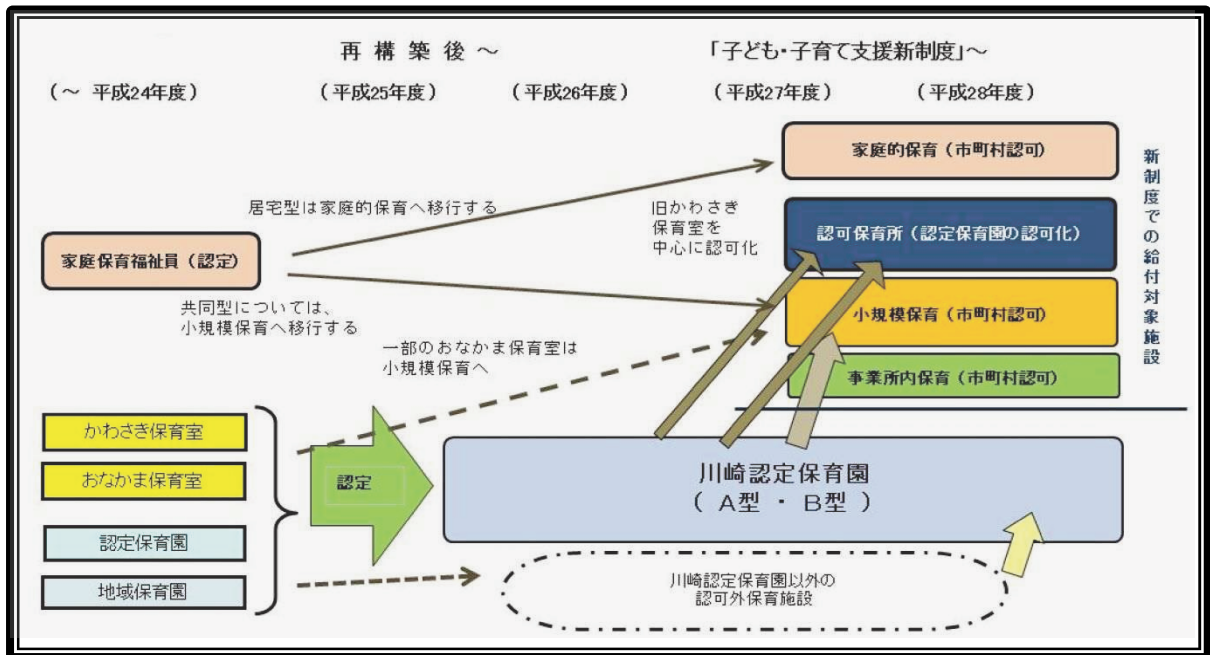
### (2) 多様な保育サービスの充実

川崎認定保育園におけるリフレッシュ保育(一時保育)実施施設を拡充(26施設⇒35施設)することで、不定期・短時間就労への対応、冠婚葬祭や求職活動中などの緊急的・一時的な保育ニーズへの対応を図ります。

### (3) 「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた認可外保育事業の再構築

本市の認可外保育事業については、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行に向けた取組を行うとともに、平成25年1月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき今後も取組を進めます。

～川崎市認可外保育事業の再構築における事業の再編～





### 3 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

認可保育所は、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間による運営を基本として新設保育所等を整備してきました。

また、公立保育所の再構築については、平成24年度に策定した「新たな公立保育所のあり方基本方針」に基づき、地域における子ども・子育て支援や民間保育所の運営に対する支援などの役割を担い、区を基本とした一定のエリアごとに「中核的な機能」を持つ「センター型施設」1か所、「地域の子ども・子育て支援機能」を担う「ランチ型施設」2か所を全区に設置します。

既存の公立保育所については、本市の社会状況の変化や民間事業者の運営状況、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、公立保育所の民営化を進めます。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度の実施
「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新たな公立保育所のあり方基本方針」に基づく「新たな公立保育所」を全区で実施。</li> <li>●公立保育所の調理業務委託化について、委託園の検討。</li> <li>●公立保育所の民営化               <ul style="list-style-type: none"> <li>5園の実施（観音町（川崎区）、上小田中（中原区）、子母口（高津区）、西有馬（宮前区）、三田（多摩区））</li> <li>[平成27年度民営化に向けた施設整備等]</li> <li>3園の実施（日吉（幸区）、宮内（中原区）、諏訪（高津区））</li> <li>[平成28年度民営化に向けた設置・運営法人の選定等]</li> <li>4園の実施（新町（川崎区）、小向（幸区）、野川（高津区）、下麻生（麻生区））</li> <li>[平成29年度民営化保育所の選定等]</li> </ul> </li> </ul>
公設民営保育所の民設民営保育所への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定管理者制度を導入した保育所について、指定期間の満了に合わせ、民設民営保育所へ転換</li> <li>●平成27年度に民設民営化する5園（大師、下作延中央、坂戸、宮崎、宿河原）の円滑な移管</li> <li>●「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた、民設民営化の手法や課題の検討と事業推進</li> </ul>

#### 計画期間における取組

### 3 「新たな公立保育所のあり方基本方針」を踏まえた公立保育所の再構築

#### ●「新たな公立保育所のあり方基本方針」を踏まえた公立保育所の再構築

本市では、“民間で出来ることは民間で”の原則のもと、平成25年度までに31園の公立保育所の民営化や、39園（委託後5園は民営化）の調理業務の委託化を推進してきました。

今後も、さらなる保育需要への適切な対応、待機児童ゼロに向けた大幅な保育所整備において、引き続き民間活用を図るとともに、公立保育所においても効率的・効果的に運営するために、民営化を推進していきます。

また、「新たな公立保育所」を全区で実施し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」、「公民保育所人材の育成」の機能の強化を図るため、取組を推進します。

#### ●公設民営保育所の民設民営保育所への転換

指定管理者制度を導入している公設民営保育所については、保育の継続性を確保し、民間による主体的な保育サービスの提供を目指し、建物が保育所単体の施設については、指定期間の満了に合わせ、園舎の有償譲渡により、民設民営保育所に転換します。また、「子ども・子育て支援新制度」の制度設計を踏まえ、多様な主体への園舎の譲渡や他の公立施設との合築の保育所の民設民営化について検討します。

～「新たな公立保育所」の機能と取組～

▶ **地域の子ども・子育て支援の機能**

ア地域に開かれた機能の拡充 ウ保護者・子ども相談支援機能の拡充	イ地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充
------------------------------------	------------------------

**取組**：各区の地域課題に的確に対応するため、「新たな公立保育所」を活用し、地域の課題解決に向けて各種事業を実施するとともに、地域主体の事業実施を促進するために、地域の社会資源（場・人材）の発掘と育成に取り組みます。

▶ **民間保育所等への支援の機能**

ア民間保育所等との連携の強化 ウ民間保育所等との交流機能の強化	イ民間保育所等への支援機能の強化
------------------------------------	------------------

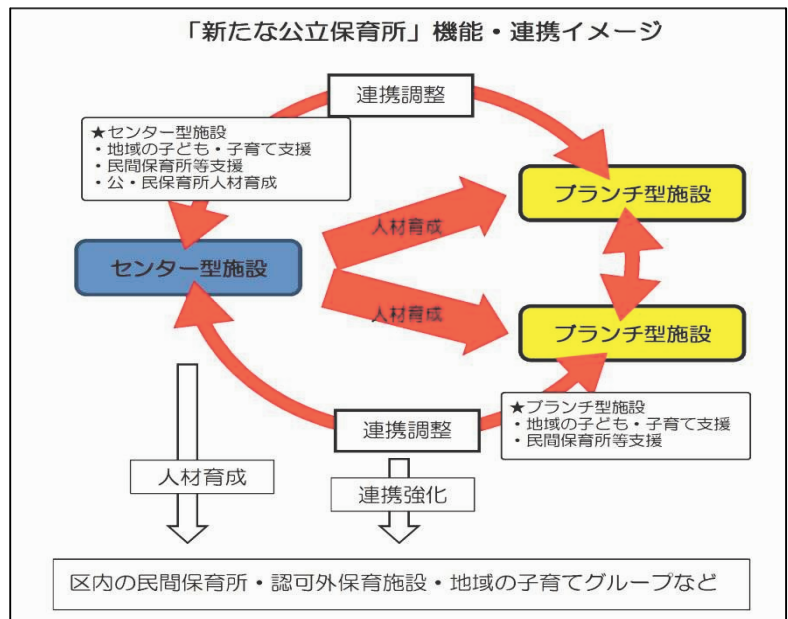
**取組**：民間保育所等施設への支援を充実させるためには、施設ごとの状況を細かく把握することが重要であることから、各施設についてニーズ調査を実施するとともに、施設との信頼関係の構築を推進し、各施設のニーズに沿った的確な支援に取り組みます。

▶ **公民保育所人材の育成の機能**

ア公・民保育所の人材育成 イ保育の質の向上
--------------------------

**取組**：公立保育所の運営に伴う職場OJTを通じた人材の育成と、様々な研修の実施などOff-JTを通じた人材育成を継続していくことで、更なる専門的知識及びノウハウの蓄積を図ります。

そのため、施設ごとでは対応が難しい、市全体の保育所を取り巻く社会状況の変化、幅広いニーズへの理解等、時代と役割に合った研修が必要となることから、こども本部保育課・各区役所こども支援室・保育所で連携を図り、公・民保育所職員一人ひとりの質の向上を目指した新たな研修体系を構築します。



《実施園》

区	センター園	ランチ園	ランチ園
川崎区	大島・大島乳児保育園	藤崎保育園	東小田保育園
幸区	河原町保育園	古川保育園	夢見ヶ崎保育園
中原区	中原保育園	下小田中保育園	中丸子保育園
高津区	梶ヶ谷保育園	津田山保育園	蟹ヶ谷保育園
宮前区	土橋保育園	中有馬保育園	菅生保育園
多摩区	土淵保育園	生田・生田乳児保育園	菅保育園
麻生区	白山保育園	上麻生保育園	高石保育園

#### 4 子育て家庭への支援の充実

少子化や核家族化が進行する中、子どもの育つ環境が変化しており、親と子の関係をしっかりと築くことが大切となっていることから、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、在宅で子育てをする家庭に対しても、引き続き支援の充実を図っていきます。

また、共働き世帯の増加や働き方の変化から、保育ニーズが多様化しているため、病児保育施設の設置など、仕事と子育ての両立支援に向けた取組の充実を図っていきます。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
一時保育の実施	●新設園等での実施拡大 5か所の拡大（55か所で実施）＜保育緊急確保事業適用＞
地域子育て支援センター（単独型・保育所併設型）の実施	＜保育緊急確保事業適用＞ ●27か所で事業継続 ●地域子育て支援センター事業の運営の方向性を踏まえた運営手法の見直し
保育所における地域の子ども・子育て支援機能の充実	●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●「新たな公立保育所」の取り組みの推進（再掲） ●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進
休日保育の実施	●6か所での事業実施
年末保育の実施	●7か所での事業実施
夜間保育の実施	●1か所での事業実施
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）の実施	●病児保育施設の設置 川崎市医師会と連携し、診療所に併設することにより病後児保育だけでなく病児保育にも対応した施設「エンゼル中原」を4月に開設します。 また、病児保育・病後児保育施設が未設置である川崎区、宮前区、麻生区のいずれかの区に、病児保育にも対応した施設の設置に向け、関係機関等と調整を進めます。 ●病後児保育施設の運営 病後児保育施設であるエンゼル幸、エンゼル高津、エンゼル多摩の運営をするとともに、病児保育施設への転換に向け、川崎市医師会及び施設運営事業者との調整を進めます。

## 4 子育て家庭への支援の充実

### (1) 在宅の子育て家庭への支援の充実

本市の就学前児童の養育状況から、低年齢（0歳から2歳）児を中心として約45%の家庭が在宅で子育てをしており、子育てを取り巻く環境が変化中、在宅で子育てをする家庭への支援も求められています。「保育所保育指針」においても、保育所は、保育士の専門性を活かしながら、入所する子育て家庭への支援とともに、地域の子育て家庭への支援を行う役割を担うものとされています。

地域の中で、子育ての孤立感や負担感を持つ親が増える中、保育所における一時保育の拡充を図るとともに、園庭開放や保育相談、地域子育て支援センター事業などの充実を図ります。**地域子育て支援センター事業については、運営の方向性を踏まえた運営手法の見直しを進めます。あわせて、事業の質の担保・向上を図るための取組を進めます。**

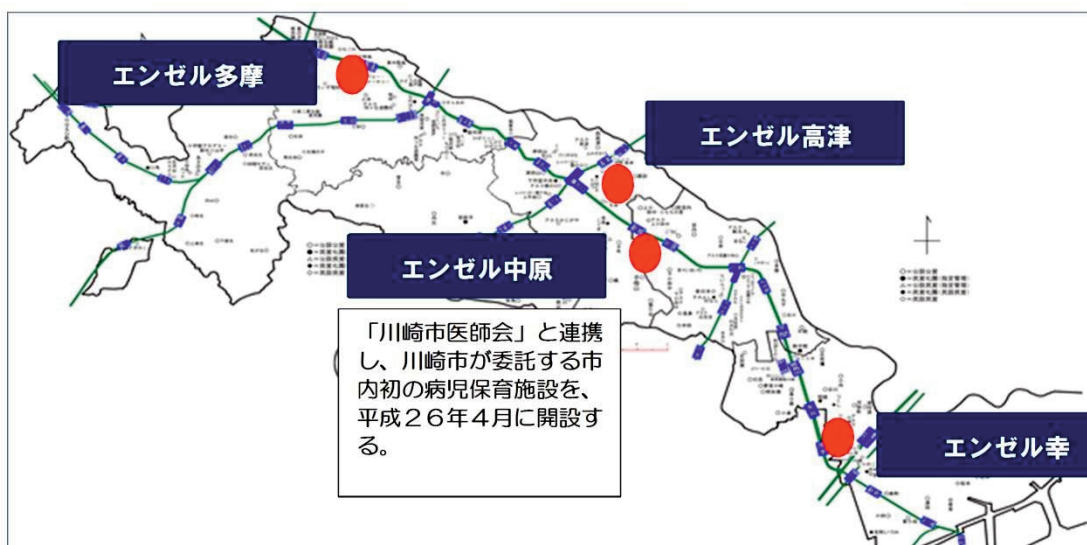
また、「**新たな公立保育所**」においては、**地域の子ども・子育て支援の機能の強化をし、地域全体で子育てを支えていく枠組みの構築に向けた取組を図ります。**

### (2) 仕事と子育ての両立支援の充実

共働き世帯の増加や核家族化の進行など子育てを取り巻く環境が変化中、保護者が休日や年末、夜間に就労している場合や、子どもの病気の際などにおける多様な保育サービスの利用ニーズにも対応を図りながら、仕事と子育ての両立支援に向けた取組を充実させます。

他都市における子ども・子育て支援サービスの動向にも留意しながら、利用者のニーズを踏まえ、「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた検討の中で、**病児保育などの多様な保育の充実に向けた検討を進めます。**

## ～病児・病後児保育の充実～



## 施策2 利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上

### 5 利用者へのサービス向上に向けた取組

利用者へのサービス向上に向けた取組については、保育所等の利用に関する情報提供や区役所における子育てに関する相談・コーディネート機能の強化に向けた取組を推進します。

また、利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズに対応するため、「川崎市児童福祉審議会」の意見聴取や利用者ニーズ等の把握に努めます。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
子育てに関する情報提供の充実	●市ホームページ「かわさき子育て応援ナビ」及び「かわさき子育てガイドブック」等による情報提供の実施
相談・コーディネート機能の充実	●区役所における子ども及びその保護者の個々のニーズに応じたきめ細やかな利用者支援の実施 ＜保育緊急確保事業適用＞
利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応	●次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の推進及び進捗管理

#### 計画期間における取組

### 5 利用者へのサービス向上に向けた取組

#### (1) 利用者ニーズに応じた情報提供の充実

本市の子ども・子育て支援サービスは、ホームページや「子育てガイドブック」などの各種案内等により情報提供がなされていますが、「子ども・子育て支援新制度」への大幅な制度変更を見据え、よりわかりやすい情報提供が求められています。

各種保育サービスや幼稚園、地域子育て支援センター等の施設情報や各種制度の案内、助成・手当等のサービス情報の提供を工夫するとともに、民間保育施設等に関する子ども子育て支援サービスに関する情報も充実させるなど、タイムリーな情報提供の仕組みづくりに関する検討を進めます。

#### (2) 子ども及びその保護者の個々のニーズに応じたきめ細やかな利用者支援の実施

女性の社会進出の促進など市民のライフスタイルの変化により、保育所利用ニーズの高まりとともに、個々の子育て支援のニーズも多様化しています。そのため、保育所を中心に一時預かりなど、多様な子育て支援サービスを確保するとともに、子どもとその保護者の個々のニーズを適切に把握し、ニーズに沿った保育サービスが活用できるよう、利用者へのきめ細やかな相談、利用支援・援助が必要になります。

区役所において、認可保育所の申請に関する相談・アフターフォローを行うとともに、保育所等を希望する保護者にも、多様な子育て家庭のニーズに応じた情報提供・相談・支援ができるよう、関係部署と連携しながら子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業の実施に向けた検討を行います。

#### (3) 利用者の視点に立った子ども・子育て支援ニーズへの対応

次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の進捗状況について、児童福祉審議会からの意見・評価を受け、進捗状況を市HP等で市民へ公表します。

## 6 保育サービスの質の向上に向けた取組

保育サービスの質の向上に向けては、認可保育所の設置・運営法人等の選考及び認可時の審査の充実や運営後の適切な指導・監督体制の充実を図るとともに、認可外保育施設等における適切な運営の確保に向けた取組を推進します。

また、民間保育所運営への支援の充実に向けては、運営内容に関する相談や指導・助言の充実を図るとともに、公立保育所の再構築において、民間保育所の運営に対する支援も検討します。

さらに、利用者の保育サービスの選択を適切に図るため、第三者評価制度の受審の促進を図ります。

### 《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
保育の質の向上への取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育士の研修の充実&lt;加速化プラン適用&gt;</li> <li>● 認可保育所の運営法人等の選考及び認可時の審査の充実</li> <li>● 認可保育所の指導監査の充実</li> <li>● 認可外保育施設の指導体制の強化、川崎認定保育園の指導監督基準の見直し</li> <li>● 「新たな公立保育所のあり方基本方針」の取組の推進（再掲）</li> <li>● 子ども・子育て支援新制度の施行に向け、施設・事業への指導・監督の対応の検討</li> </ul>
民間保育所運営への支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間保育所の運営状況の把握と支援の実施</li> <li>● 保育士確保対策の充実&lt;加速化プラン適用&gt;&lt;保育緊急確保事業適用&gt;</li> <li>● 「新たな公立保育所のあり方基本方針」の取組の推進（再掲）</li> </ul>
第三者評価制度の受審の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間保育所の受審の促進</li> </ul>

### ～保育士確保対策の充実に向けた取組～

国の「保育緊急確保事業」や「加速化プラン」を活用し、保育士確保対策の充実を図ります。

#### 1 就職相談会の開催（年2回予定）

研修や運営法人との個別面談を通して、保育士の仕事の大切さや魅力を伝え、本市の保育所への就職の促進を図ります。

#### 2 「かながわ保育士・保育所支援センター」の設置

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市が共同で「かながわ保育士・保育所支援センター」を設置します。

場 所：かながわ県民センター13階（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

業務内容：保育士人材バンク、再就職支援コーディネート

#### 3 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援

認可外保育施設の認可保育所への移行を支援するため、認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得の費用を助成します。

## 6 保育サービスの質の向上に向けた取組

### (1) 保育の質の向上への取組

- 保育の質の向上に向け、保育士の研修の実施や、認可保育所の設置・運営法人等の募集・選考や認可などの機会を捉え、法人の財務状況を分析し、認可後も継続して法人の財務内容を確認し、適切な指導・監督を実施します。
- 「新たな公立保育所」における民間保育所等の支援や公・民保育所人材育成の機能を活かし、市全体の保育の質の向上を図ります。
- 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に向けては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準や給付制度の創設による運営の基準など新たな基準を満たすことが求められるため、保育所等の対象施設・事業所への指導・監督について新制度への対応を検討します。

### (2) 民間保育所運営への支援等の充実

安定した保育所の運営や児童の処遇改善を図るため、本市独自の民間保育所への運営費の補助や運営内容に関する相談や指導・助言、公立保育所との連携などを通して、民間保育所運営への支援等を充実していきます。

また、都市部を中心に保育の量的拡大が進む中、保育を担う保育士の確保が課題となっています。保育士養成施設の学生や潜在保育士を対象に就職相談会等を開催し、保育士確保対策の充実を図るとともに、保育所職員の処遇改善を行い、離職防止に結びつけ、民間保育所の安定した保育の提供を支援します。

### (3) 第三者評価受審の促進

- 平成26年度においても民間保育所等の受審を推進し、各施設が提供するサービスを専門的かつ客観的な立場から総合的な評価を行い、結果を公表する事で、保育の質の向上への取組みを促進し、利用者の保育サービスの選択を支援します。

### (4) 認可外保育施設等における適切な運営の確保に向けた取組の推進

- 認可外保育施設には、適正な保育環境の確保や児童の安全の確保等を目的として、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく年1回の定期立入調査と施設の開設時立入調査等を実施し、指導監督に努めており、その結果は本市ホームページ「かわさきし子育て応援ナビ」で公表します。
- 適正な保育環境の確保や児童の安全確保等を視点として認可外保育施設への立入調査や公立保育園OB保育士等を中心とした民間保育施設指導員による相談・指導などの指導監督体制の充実を図ります。
- 川崎認定保育園では、現在の認可保育所の指導監査基準に近い本市独自の基準を設定し、指導監督と会計監査を充実させるとともに、施設の保育サービスの質を高める自己評価と情報開示の取組を支援するため、それらのガイドラインを本市で定め、さらなる保育サービスの質の向上につなげます。
- 「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、認可外保育施設への福祉サービスの第三者評価の導入についても検討を進めます。

### 施策3 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

#### 7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

本市においては、保育需要への適切な対応に向け、保育環境の整備や多様な保育サービスの充実を図っています。

今後の保育サービスの利用にあたっては、費用負担となる保育料の収納率の向上に向けた取組を推進するとともに、平成23年度に設置した「保育サービス利用のあり方検討委員会」での検討結果を進めるとともに、本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や国の制度改正、他都市の状況にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化に向けた検討を進めます。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度取組
保育料の収納率向上に向けた取組の推進	●保育料の収納対策への取組の強化 収納率の維持・向上への取組 平成23年度96.33% 平成24年度97.22% 平成25年度97.11%
保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討	●子ども・子育て支援新制度への対応を含めた保育料の負担のあり方の検討 ●検討結果に基づく取組の推進 「保育料金額表」の改定に向けた取組

#### 計画期間における取組

### 7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

#### (1) 保育料の収納率向上に向けた取組の推進

本市の認可保育所の保育料は、公営も民営も、本市で定めた「保育料金額表」に基づき、所得に応じて決定し、徴収を行っています。

本市では、これまでも認可保育所に入所していない家庭や在宅で子育てをする家庭、さらには一般に納税をしていただいている家庭との公平性の観点から保育料の収納対策の強化に取り組んでいます。

今後についても、引き続き保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには法令の規定による債権差押を中心とした滞納処分などにも努めます。

#### (2) 保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討

本市の認可保育所の保育料は、国が示す「保育所徴収金（保育料）基準額表」（所得区分8階層）に対して、より負担の適正化を図るため、本市独自に「保育料金額表」（所得区分27階層）を定めています。さらに、この国の基準に対して、本市では、利用者の負担割合を軽減（平均75%）しながら、保育サービスの提供に努めています。

平成26年度においても、大幅な保育所整備やさらなる子ども・子育て支援サービスの拡充に努めていくとともに、本市の他の行政サービスの負担との均衡や国の制度改正、他都市における状況などを踏まえながら、保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方を検討します。

また、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、保育サービスの提供を行う施設が多様化することや、国からの公定価格の提示など、**新制度の動向を踏まえながら適正な負担のあり方を検討します。**



## 基本方向2 社会全体で子育てを支える仕組みづくり

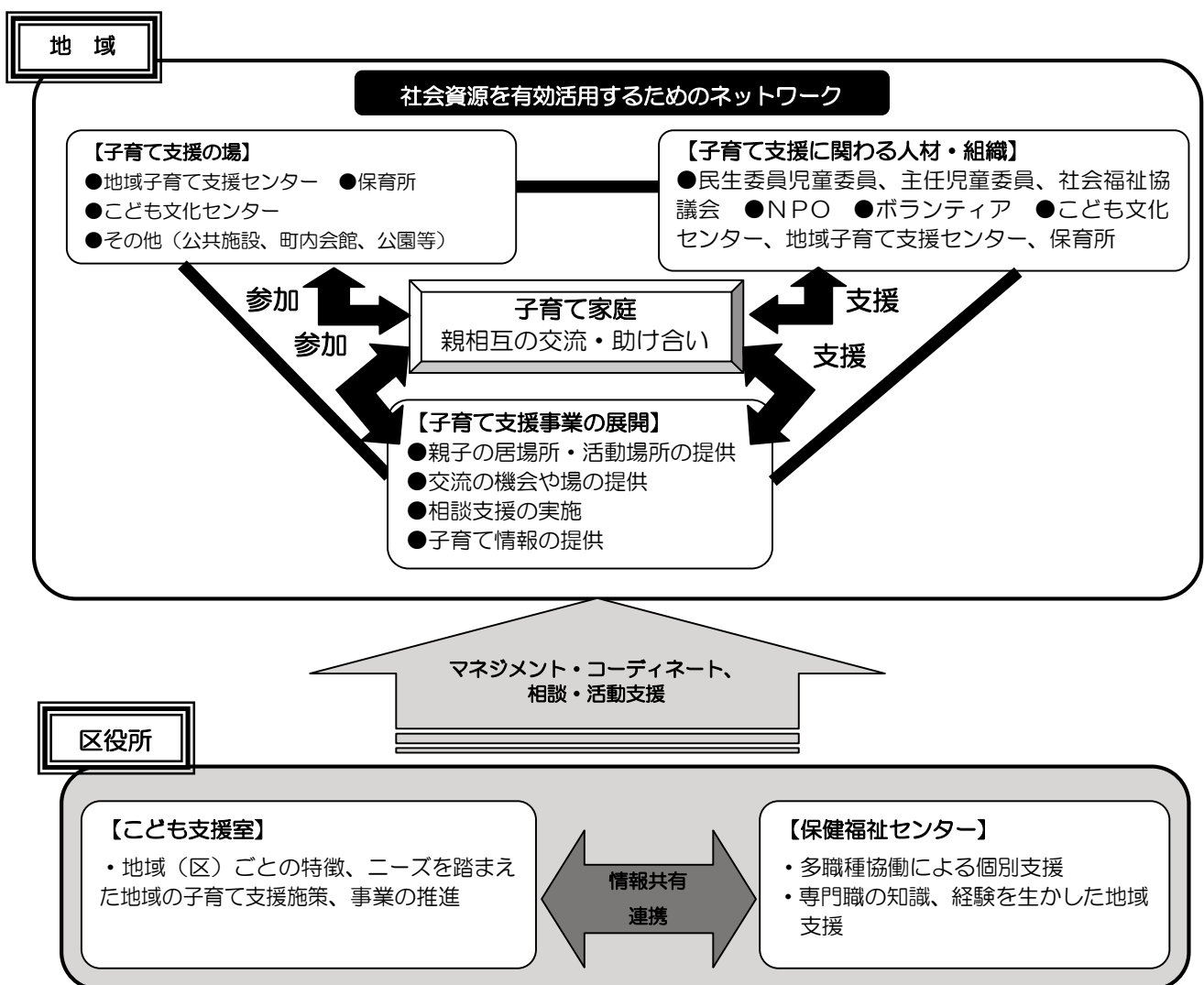
### 施策1 地域で子育てを支える取組の推進

#### 8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

都市化の進行や首都圏への人口流入に伴い地域社会における人と人のつながりが希薄化しており、IT化の進展による新たなつながりは、日常生活における個人化を促進しています。

そのため、地域で子育てを支える仕組みを構築するため、区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援ネットワークづくりを推進するとともに、子育て家庭相互の交流や助け合いを促すことのできる保育事業の充実を図ります。

#### ～地域における子育て支援に関わる社会資源との協働の仕組みづくり～



## 《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「新たな公立保育所のあり方基本方針」の取組の推進（再掲）</li> <li>●地域における子ども・子育て支援機能の強化</li> <li>●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討（4ヶ所）＜保育緊急確保事業適用＞</li> </ul>
家庭的な保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭保育福祉員への運営費の助成 受入児童枠の増＜加速化プラン、保育緊急確保事業適用＞            （居宅型）福祉員数 25人(2人増) 受入児童枠 104人(14人増)            （共同型）施設数 5施設(1施設増) 福祉員数 11人(2人増) 受入児童枠 33人(06人増)</li> </ul>

### 計画期間における取組

## 8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

### (1) 区役所を拠点とした地域の子ども・子育て支援のネットワークづくり

核家族化・都市化の進展により、周囲に頼れる人がいない中で子育てをしている家庭が増えています。

また、地域のつながりが希薄化していることで子育て家庭を地域で見守る意識が薄れ、子育てに関する知識を世代間で伝承する機会も減少しています。**地域の中で安心して子育てができるよう、子育て家庭を孤立させない取組や、子どもが地域の中で様々な人から温かく見守られ成長できる環境づくりが求められています。**

本市では、これまでも区役所を拠点として、各区の実情に応じ、地域の子ども・子育て支援のネットワークの構築に向けた取組を推進してきました。

今後についても、地域の子育て家庭への支援の充実に向けては、**市民に身近な区役所が地域課題や多様なニーズを把握し、子育て支援に関わる様々な社会資源を有効活用しながら支援に向けたマネジメント・コーディネートを行う**とともに、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、地域療育センター、児童相談所などの子ども・子育てに関する機関や地域の団体等による**地域の子育て支援のネットワークを充実させることにより、各機関や団体がその機能等を活かした支援ができるような仕組みづくりを進めます。**

また、育児を行いたい人（子育てヘルパー会員）、と育児の援助を行いたい人（利用会員）が相互にサポートセンターに会員登録し、サポートセンターがコーディネートを行う「ふれあい子育てサポート事業」の充実や、地域における相互援助の活動を進めるなど、地域の様々な人が子育て支援に関わることで、人と人とのつながりの再構築に向けた互いに助け合う地域づくりを進めます。

### (2) 家庭的な保育事業の充実

本市では、平成26年1月現在、地域の中で、自宅等において、家庭的な雰囲気保育をする家庭保育福祉員（保育ママ）が、居宅型・共同型合わせ32人を認定しています。

**子ども・子育て支援新制度においては、居宅型家庭保育福祉員は「家庭的保育」として、共同型家庭保育福祉員は「小規模保育」として、「市町村認可」による地域型保育給付の中の事業に位置づけられ、バックアップ施設と連携しての給食提供や嘱託医の確保など制度の充実が図られます。**

本市においても、少人数の乳幼児を家庭的で温かな環境で育み、地域の中で子育てを支える取組を進めるため、**新制度に向けて家庭的保育事業の充実のための検討を進めます。**

## 施策2 企業等（雇用主）における子育て支援の取組の

### 9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

次代を担う子どもの育ちを保障し、被雇用者である親が生活にゆとりを持って子育てを楽しめる社会を作るためには、男女ともに仕事と生活の調和がとれた生活が送れるよう行政・企業・関係団体・市民が協働し取組を進める必要があります。

こうした仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進に向けて、「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発や事業所内保育等の取組への支援の充実を図ります。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
企業等（雇用主）における子育て支援の取組への支援の充実	●「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための子育て支援の取組や市民等への普及・啓発の推進 ●「ワーク・ライフ・バランス」を効果的に推進するための広域的な連携に向けた取組
事業所内保育等の取組への支援の充実	●子ども・子育て支援新制度における事業所内保育の基準の検討 ●供給量を確保するため事業者の設置に向けた働きかけ

#### 計画期間における取組

### 9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

#### (1) 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

大都市間での広域的な連携として、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）共催により、ワーク・ライフ・バランスデーを設定し、定時退社推進などの取組を行います。

また、神奈川労働局、県と県内政令3市等の共催により、講演会やセミナーの開催、さらに本市独自の取組として、子育て中の母親や父親、企業のワーク・ライフ・バランス推進関係者等を対象としたセミナーなどを開催します。

#### (2) 事業所内保育等の取組への支援の充実

子育てしやすい職場環境づくりに向け、育児休業明けの従業員が安心して、職場に復帰ができるよう、企業等で事業所内保育所（認可外保育施設）の開設が増えており、「子ども・子育て支援新制度」においては、地域型保育給付に位置づけられます。

本市としても、仕事と子育ての両立支援に向け、新制度に対応した「事業所内保育施設」を設置する企業等が増えるよう、企業等への働きかけを行います。

### 施策3 多様な主体との協調による取組の推進

#### 10 多様な主体との協調による取組の充実

子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けては、子育て家庭や地域、企業等（雇用主）、保育所などを運営する社会福祉法人や株式会社等の運営主体、NPO法人などの子ども・子育て支援サービスの担い手やまちづくりを行う開発事業者等と国・地方自治体などがそれぞれの役割に基づき協働で取組を進める必要があります。

こうした多様な民間の主体との連携を進めていけるよう、コーディネート機能の充実を図るとともに、協働に向けたきっかけづくりを促進します。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度取組
多様な主体との協働に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て支援施策の事業者向けの情報発信の充実</li> <li>●土地所有者及び社会福祉法人の募集と、コーディネートによる認可保育所の整備&lt;保育緊急確保事業適用&gt; (90人定員2か所)</li> <li>●川崎市子ども・子育て会議の運営</li> </ul>

#### 計画期間における取組

#### 10 多様な主体との協働に向けた取組の充実

##### ●多様な主体との協働に向けたコーディネートの充実

子育て家庭が暮らす地域における人と人とのつながりの再構築や、男女が共に働きやすい職場環境づくりや働き方の見直しに向けた取組を進めるため、川崎市子ども・子育て会議における意見・審議などを踏まえながら、保育所や地域の子ども・子育て支援従事者、企業等、多様な主体との協働に向けた取組を進めます。

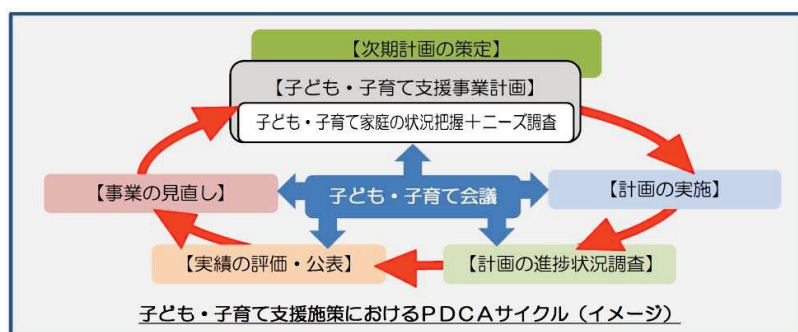
#### ～川崎市子ども・子育て会議について～

##### ▶目的

子ども・子育て会議は、本市の子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するうえで重要な役割を果たすことから、保護者や子ども・子育て支援従事者等、子ども・子育てに関係する方々を委員として設置するものです。

##### ▶役割

会議は、保護者や子ども・子育て支援従事者等が、子ども・子育て支援に関する政策立案から点検・評価・見直し（PDCA サイクル）において、一貫して関与することにより、地域の子育てニーズを政策プロセスに反映させ、すべての子どもの健やかな成長のための環境整備・確保に寄与するものです。



基本方向3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携

施策1 新たな制度への対応

11 国の新たな制度や地方分権推進への対応

現在、国においては保育サービスを含む子ども施策全般にわたる「子ども・子育て支援新制度」のについて、平成27年度からの実施に向けて検討されています。

こうした国の新たな制度に対応するため、「川崎市子ども・子育て会議」等において、本市の子ども・子育て支援のあり方を検討します。

また、国の地方分権推進の動向にも留意しながら、本市の対応を検討します。

《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
国の新たな制度や地方分権推進への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けた「待機児童解消加速化プラン」及び「保育緊急確保事業」等の取組</li> <li>●（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画の策定、事務処理システムの構築</li> <li>●地方分権推進への対応の検討</li> </ul>

計画期間における取組

11 国の新たな制度や地方分権推進への対応

●国の「子ども・子育て支援新制度」や地方分権推進への対応

待機児童解消に向け、集中的な取組（**待機児童解消加速化プランの実施**）と平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、新制度における施設等を先行的に支援する取組（**保育緊急確保事業の実施**）を行います。

また、新制度を実施するため、**川崎市子ども・子育て会議での審議等、市民や子育て支援関係者の意見を活かし、全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を多様かつ総合的に提供するための計画（（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画）を策定します。**

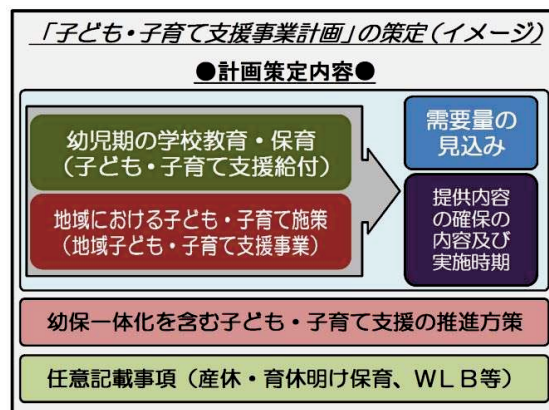
また、認定こども園、幼稚園及び保育所、保育ママなど、教育・保育施設や保育に関する事業を保護者が円滑に利用することができるよう子ども・子育て支援新制度に対応した庁内の事務処理システムを構築します。

地方分権推進については国の動向に留意するとともに、県からの事務の権限移譲についても対応を検討します。

～（仮称）川崎市子ども・子育て支援事業計画について～

市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めます。

（子ども・子育て支援法第61条及び第62条）



## 施策2 国、県、企業等との連携・協力

### 12 国、県、企業等との連携による事業の推進

本市では、これまで保育需要への適切な対応を図るため、平成23年度からの3年間で4,000人を超える大幅な定員増を図るための認可保育所の整備をしてきました。

今後も、市内にある国有地や県有地、さらには鉄道事業者など、企業等の土地を活用した保育所の整備を推進します。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度の実施
国、県、企業等との連携による事業の推進	<p>&lt;加速化プラン適用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●国有地を活用した保育所整備（敷地の一部として利用） （高津区諏訪）</li><li>●県有地を活用した保育所整備 （川崎区境町）</li><li>●県有地を活用した保育所整備に向けた調整 （幸区塚越）</li><li>●鉄道事業者を活用した保育所の運営開始 （JR武蔵新城駅周辺）</li><li>●鉄道事業者を活用した保育所整備 （東急梶が谷駅周辺）</li></ul>

#### 計画期間における取組

##### 12 国、県、企業等との連携による事業の推進

###### ●国有地、県有地、企業の土地等の活用による事業推進

本市では、これまでも市有地等を活用しながら、保育所の整備を推進してきましたが、さらなる保育需要への適切な対応に向けた大幅な保育所整備等の推進に当たっては、市内にある国有地や県有地の活用に向け、国、県、公的機関などに協力を働きかけていきます。

さらに、企業等が保有する土地等も活用が図れるよう、企業等への働きかけを進めます。

### 施策3 大都市等との広域的な連携

#### 13 広域的な連携の推進

本市を含めた大都市等では、都市化の進行や人口の流入によって、子どもの育つ環境や地域のつながりも変化しており、虐待通告件数の増加や待機児童の増加など、子育てを取り巻く社会的な問題が起きています。そのため、定期的には開催される大都市会議等を通じて、他の大都市等との間に共通する課題を互いに共有しながら、広域的な連携を図ります。

#### 《施策の目標》

区分	平成26年度の取組
大都市等との広域的な連携	<ul style="list-style-type: none"><li>●大都市会議等における課題の検討や共有化</li><li>●課題解決に向けた広域連携による要望活動の実施</li><li>●広域的な連携の促進に向けた取組</li></ul>

#### 計画期間における取組

#### 13 広域的な連携の推進

##### ●大都市共通の課題の共有化と広域的な連携

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な施行に向け、九都県市や政令市などの大都市間での定期的な会議等の他、近隣大都市との情報交換を活発に行い、共通する課題や共有化を図ると共に、国や関係機関に対する要望等を行います。